

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名：愛知県社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業所 (認証番号:24地福第3-1号)
訪問調査 実施日：平成24年12月7日(金)

②事業者情報

名称:(法人名)社会福祉法人太陽 (施設名)あさひ保育園	種別:(施設種別)保育所 (基準の種類)保育所版
代表者氏名:(施設長)榊原千恵美	定員(利用人数):29名
所在地:〒475-0007 愛知県半田市西大矢知町4-61-1	
TEL 0569-89-8731	

③総評

◇特に評価の高い点 住宅地にあり、定員乳幼児33名のこじんまりした平屋建。園の周囲は空き地で日当たりが良い。内部は木材が多く使われ、部屋と部屋は透明なガラス戸で仕切られていて、どの部屋も見通せ非常に開放的で、アットホームな雰囲気がある。 地域の子どもの託児事業、放課後児童クラブの経営を原点としてスタートさせた保育所で、地域の子どもと保護者達のニーズにしっかりと応え、一時保育、なかよし広場(園庭開放)、育児相談等の事業展開をしている。 職員の園長への信頼も厚く意思疎通ができています。子どもに対しても、理念でもある「共に生きる力を育む」を目指した保育を実践している。
◇改善を求められる点 中・長期計画、事業計画、各種規程、マニュアル等の整備が十分ではない。文書化を進めるとともに、作成に当たっては、職員の参加と役割分担を明確にし、実施状況の把握、評価、見直しをしていく仕組みの確立が望まれる。 また、日々の保育の実践の中で、課題の発見や改善を組織的に進めるにあたり、様々な場面で常に記録する取り組みが求められる。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

認可外保育所から少しずつ園児を増やし学童保育所など事業展開をして、あさひ保育園開園に至った経緯の中で、自分たちの保育の中身と方向性を、第三者の方から客観的に観て頂きたいと切に願って今回の第三者評価を受けました。 最初は評価項目の資料の意味を理解するところから始まり、職員会議で項目を検討することからはじめました。これらの作業により、保育園に求められているもの、法人の運営で大切なこと、記録として残すことの大切さなど、再確認することが出来ました。また、保護者アンケートでは喜んで頂いている声を聞かせていただき、とても嬉しく思うとともに、私たちの日々の取り組みがまるで鏡のように反映されているようで、身が引き締まる思いがしました。 今後も、着実に質の向上を目指していきたいと思いました。
--

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(77項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
	I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	保 1	① ・ b ・ c
	I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	a ・ ② ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
	I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	a ・ ③ ・ c
	I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	a ・ ④ ・ c

評価機関のコメント

法人・園の理念・基本方針について明確に打ち出し、職員、保護者、関係者等に十分な理解を得られる取り組みが求められる。

I-2 事業計画の策定

			第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
	I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ b ・ ⑤
	I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ ⑥ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
	I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	a ・ ⑦ ・ c
	I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	保 8	a ・ ⑧ ・ c
	I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	a ・ ⑨ ・ c

評価機関のコメント

理念を実現するために必要なサービス、組織体制、施設整備等についての中・長期計画を職員参画のもとに策定し、併せて計画を達成するための収支計画を策定することが望まれる。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

			第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	㉠ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	保 11	a ・ ㉡ ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	㉠ ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	保 13	㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

園長はリーダーシップを発揮し、サービスの質の向上と経営面に取り組んでいる。遵守すべき関係法令等について、職員の理解を十分にしていけるための研修等の取り組みが望まれる。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

			第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	㉠ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	保 15	㉠ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a ・ b ・ ㉢

評価機関のコメント

事業経営についての情報は関係機関から常に収集し、把握されている。外部監査を実施することが望まれる。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

			第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	a ・ ㉡ ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	a ・ ㉡ ・ c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	㉠ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	㉠ ・ b ・ c

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
	Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	㉖ ・ b ・ c
	Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	保 22	a ・ ㉗ ・ c
	Ⅱ-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	a ・ ㉗ ・ c
Ⅱ-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
	Ⅱ-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	a ・ b ・ ㉘

評価機関のコメント

今後の事業推進にあたって必要な人材確保のための具体的なプランの確立と、人事考課について正しく理解し、人材の能力開発、育成のために活用することが望まれる。基本方針で職員研修についての基本姿勢を明示し、さらに年間の研修計画を策定することが望まれる。
実習生受け入れに当たっては、受け入れに関するマニュアルの整備が求められる。

Ⅱ-3 安全管理

			第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。			
	Ⅱ-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	a ・ b ・ ㉙
	Ⅱ-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取り組みを行っている。	保 26	㉖ ・ b ・ c
	Ⅱ-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 27	a ・ ㉗ ・ c
	Ⅱ-3-(1)-④ 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	保 28	㉖ ・ b ・ c

評価機関のコメント

緊急時対応の管理体制を整備し、各種マニュアルを策定、全職員への周知を図ることが望まれる。

Ⅱ-4 地域との交流と連携

			第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
	Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 29	a ・ ㉗ ・ c
	Ⅱ-4-(1)-② 保育所が有する機能を地域に還元している。	保 30	㉖ ・ b ・ c
	Ⅱ-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 31	a ・ b ・ ㉘

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 32	a ・ b ・ ㉔
	Ⅱ-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 33	㉔ ・ b ・ c
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。			
	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 34	㉔ ・ b ・ c
	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 35	㉔ ・ b ・ c

評価機関のコメント

地域の福祉ニーズの把握が良くなされており、それに応える事業展開がされている。今後、積極的なボランティアの受け入れや、園や地域の活動に双方が参加するなど定期的な交流の機会をもつことが望まれる。
関係機関の機能や連絡方法を体系的に明示し、職員間で情報の共有化を図ることが求められる。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

			第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
	Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	保 36	㉔ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 37	a ・ b ・ ㉔
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。				
	Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 38	a ・ ㉔ ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
	Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 39	㉔ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 40	a ・ ㉔ ・ c
	Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 41	a ・ ㉔ ・ c

評価機関のコメント

子どもの生命を守る、権利を護る姿勢は、職員一人ひとりに行き届いている。理念や基本方針を踏まえて保育に対する改善や要望、提案に応じていける仕組みを確立することが求められる。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。				
	Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 42	a ・ ㉔ ・ c
	Ⅲ-2-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 43	a ・ ㉔ ・ c

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
	Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 44	a ・ b ・ ㉔
	Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 45	a ・ b ・ ㉔
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 46	㉑ ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 47	a ・ ㉒ ・ c
	Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 48	㉑ ・ b ・ c

評価機関のコメント

標準的な実施方法等は、職員間で共通理解はしているが、文書化されること、また、その手順についても定期的な見直しができる体制の整備が求められる。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

			第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
	Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 49	㉑ ・ b ・ c
	Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 50	㉑ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
	Ⅲ-3-(2)-① 保育サービスの変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 51	㉑ ・ b ・ c

評価機関のコメント

ホームページを開設し、地域や保護者に情報提供している。サービスの開始や継続についても解りやすく説明している。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

			第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
	Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 52	a ・ ㉒ ・ c

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 53	① ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 54	a ・ ② ・ c

評価機関のコメント

保育サービスの実施計画の見直しは、定期的に組織的に実施できるよう体制を強化することが望まれる。

Ⅲ-5 保育所保育の基本

			第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 養護と教育の一体的展開				
Ⅲ-5-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	保 55	a ・ b ・ c	
Ⅲ-5-(1)-②	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 56	a ・ b ・ c	
Ⅲ-5-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 57	a ・ b ・ c	
Ⅲ-5-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 58	非該当	
Ⅲ-5-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	保 59	非該当	
Ⅲ-5-(2) 環境を通して行う保育				
Ⅲ-5-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	保 60	a ・ b ・ c	
Ⅲ-5-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	保 61	a ・ b ・ c	
Ⅲ-5-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	保 62	a ・ b ・ c	
Ⅲ-5-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	保 63	a ・ b ・ c	
Ⅲ-5-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	保 64	a ・ b ・ c	
Ⅲ-5-(3) 職員の資質向上				
Ⅲ-5-(3)-①	保育士が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	保 65	a ・ b ・ c	

評価機関のコメント

職員全体が園長の指導のもと、子どもの発達過程を踏まえ、創意工夫して取り組んでいる。今後は、さらに専門的研修等を受講し、養護と教育を一体的に展開する取り組みが望まれる。

Ⅲ-6 子どもの生活と発達

		第三者評価結果	
Ⅲ-6-(1) 特別なニーズに応ずる保育			
Ⅲ-6-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助がおこなわれている。	保 66	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	保 67	a ・ ㉕ ・ c
Ⅲ-6-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 68	a ・ ㉕ ・ c
Ⅲ-6-(2) 子どもの食と健康			
Ⅲ-6-(2)-①	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 69	a ・ ㉕ ・ c
Ⅲ-6-(2)-②	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	保 70	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-③	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 71	a ・ ㉕ ・ c
Ⅲ-6-(2)-④	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 72	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 73	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑥	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	保 74	㉔ ・ b ・ c

評価機関のコメント

外国籍や障害のある子どもに対し、一人ひとりの状況を把握し、他の子たちと共に成長できるような取り組みがされている。
長時間保育の子どもたちが、家庭的な雰囲気、くつろげるような工夫が求められる。

Ⅲ-7 保護者に対する支援

			第三者評価結果
Ⅲ-7-(1) 家庭との密接な連携			
Ⅲ-7-(1)-①	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	保 75	① ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-②	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	保 76	① ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-③	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	保 77	a ・ ③ ・ c

評価機関のコメント

日々の送迎でのコミュニケーションや懇談会等、相談にのれる体制ができており、保護者との信頼関係が作られている。
虐待のケースで緊急時等の対応について、職員間の役割等の徹底が望まれる。